

群馬県クレー射撃場の管理における指定管理者制度活用の実施方針

平成25年4月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	群馬県安中市宿2003番地
設置年月日	昭和47年4月1日
敷地面積	47,252平方メートル
主な施設・建物	管理棟1棟（鉄骨造、2階建） トラップ射撃場2面 スキート射撃場2面（ラビットクレー射撃用兼用1面） その他（倉庫、野外トイレ、機械器具、付帯施設等）

(2) 施設の設置目的

群馬県クレー射撃場は、クレー射撃を通じて県民の健全な心身の発達並びに狩猟者の銃器の正しい取扱技術の習得及び射撃技術の向上を図ることを目的として設置されている。

更に有害鳥獣被害の軽減及び野生鳥獣の適正管理による自然環境の保全を図るために、銃を使用する捕獲者の育成や、銃所持に必要な銃器取扱講習の会場として活用するなど、新たな存在意義が生じている。

(3) 指定管理者制度活用の目的

当施設は、施設の設置目的のとおり県が設置しているが、管理運営については、民間等が持つ豊富な知識を活用することにより、施設利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応するとともに、運営費の節減を図るなど、施設の効用を最大限発揮することが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（平成26年4月～平成31年3月）

理由：専門性を必要とする業務であり、かつ、業務の習熟、人材育成、運営ノウハウの蓄積等が十分行われないと、管理運営が適正に行われたいおそれがある。

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由： 県では、有害鳥獣を銃で捕獲するための訓練施設として重要視しており、平成24年度に狩猟による死亡事故が県内で2件発生したこと、利用対象者の高齢化・減少や銃所持に対する厳しい規制等の状況を踏まえて、施設の設置目的である狩猟者の銃器の正しい取扱技術の習得及び射撃技術の向上について更に推進したいと考えているところ、技術の習得及び向上にかかる講習会は利用料金が減免対象となることから、利用料金制を導入する施設として適当ではないため

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額 24,490千円

(消費税5%で算定)

平成26年度	4,898千円
平成27年度	4,898千円
平成28年度	4,898千円
平成29年度	4,898千円
平成30年度	4,898千円

(7) 施設の管理運営方針

群馬県クレー射撃場は、施設の設置目的に基づき、以下の方針のもとに管理運営を行う。

ア 群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及びその他関係法令に基づき、適正な管理運営を行う。

イ 効果的かつ効率的な運営を行い、経費節減に努める。

ウ 利用者の意見・要望の反映、指定管理者による自主事業の充実等により、利用者の利便性を高め、利用者の増加に努める。

エ 地域住民の意見・要望にも配慮した運営に努める。

オ 従業員の教育にも力を入れ、質の高いサービスの提供に努める。

カ 緊急事態発生時も利用者の安全を第一に考え、適切で速やかな対応ができるような体制を整備する。

キ 指定管理業務の実施に関して、群馬県情報公開条例の趣旨に則り、情報公開について適切に対応する。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

(ア) 群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例第4条各号に掲げる下記業務

- ・射撃場の休場日の変更等に関する業務
- ・射撃場の開場時間の変更に関する業務
- ・射撃場の使用の承認等に関する業務

- ・射撃場の使用の承認の取消し等に関する業務
 - ・射撃場の建物又は付帯施設の維持管理に関する業務
 - ・その他、射撃場の管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務
- (イ) 自主事業（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、施設の設置目的の範囲内で行う事業）

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

平成24年度は狩猟による死亡事故が2件発生していることから、安全な狩猟を実践し、狩猟による事故がなくなるよう、施設の目的のひとつである狩猟者の銃器の正しい取扱技術の習得を図っていくこと。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理に関する有識者、施設利用代表者等から7名程度選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項（選定要項）において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	平成25年5月定例県議会
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月定例県議会
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	9月定例県議会 （旧11月議会に相当する期間）
指定、協定の締結、引継	平成26年1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

（一社）群馬県猟友会

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成23年度実績 収入 35,347千円 支出 31,649千円

(3) 施設利用の実績

平成23年度実績 施設利用者数 6,933人